平成２４年（フ）第１７８３号
さいたま市大宮区桜木町４丁目50番地
債務者　岡田　唯也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６８号
さいたま市桜区大字神田313番地３　第３井上マンションＡ202、旧住所さいたま市桜区大字上大久保904番地10　Ｂ―402
債務者　櫻山めぐみ
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７１号
埼玉県蕨市北町２丁目16番７号
債務者　佐野まり子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８８号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目180番地　パレロワイヤル大宮213
債務者　岩崎智英子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
千葉県四街道市さちが丘２丁目３番４号
債務者　川崎　育子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９１号
千葉県成田市土屋1025番地25
債務者　渋谷まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９６号
千葉県佐倉市上志津1766番地69　Ｂｅｅアムール201号室
債務者　五十田直子（旧姓田北）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０４号
千葉県富里市七栄523番地　みどり荘Ｂ―１
債務者　内山　利男
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０１号
新潟県柏崎市大字鯨1670番地２
債務者　桑原てるみ
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
愛知県安城市浜富町２番地７　グローリアス安城浜富町101
債務者　鈴木　正治
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
岡山県倉敷市川入608番地　オータムヒルⅡＡ202号
債務者　川上　弘子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７７９号
埼玉県川口市大字木曽呂442番地の１　ウエルハウス木曽呂
債務者　廣田　眞一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目20番９号　エイブル鳩ヶ谷101号、旧住所広島県広島市佐伯区三宅３丁目24番３―102号
債務者　松本　政江
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０７号
埼玉県新座市片山１丁目１番20号　パピヨン片山110号室
債務者　滝口　　学
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
岩手県奥州市水沢区台町３番19号　遠藤団地貸家２号棟
債務者　菅原　雅稔
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根縦街道南１番地３
債務者　渋谷　政広
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６３号
岩手県奥州市水沢区姉体町字上島158番地３
債務者　太田　勝雄
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６５号
岩手県奥州市胆沢区小山字岩ヶ馬場33番地15
債務者　小野寺加奈子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部